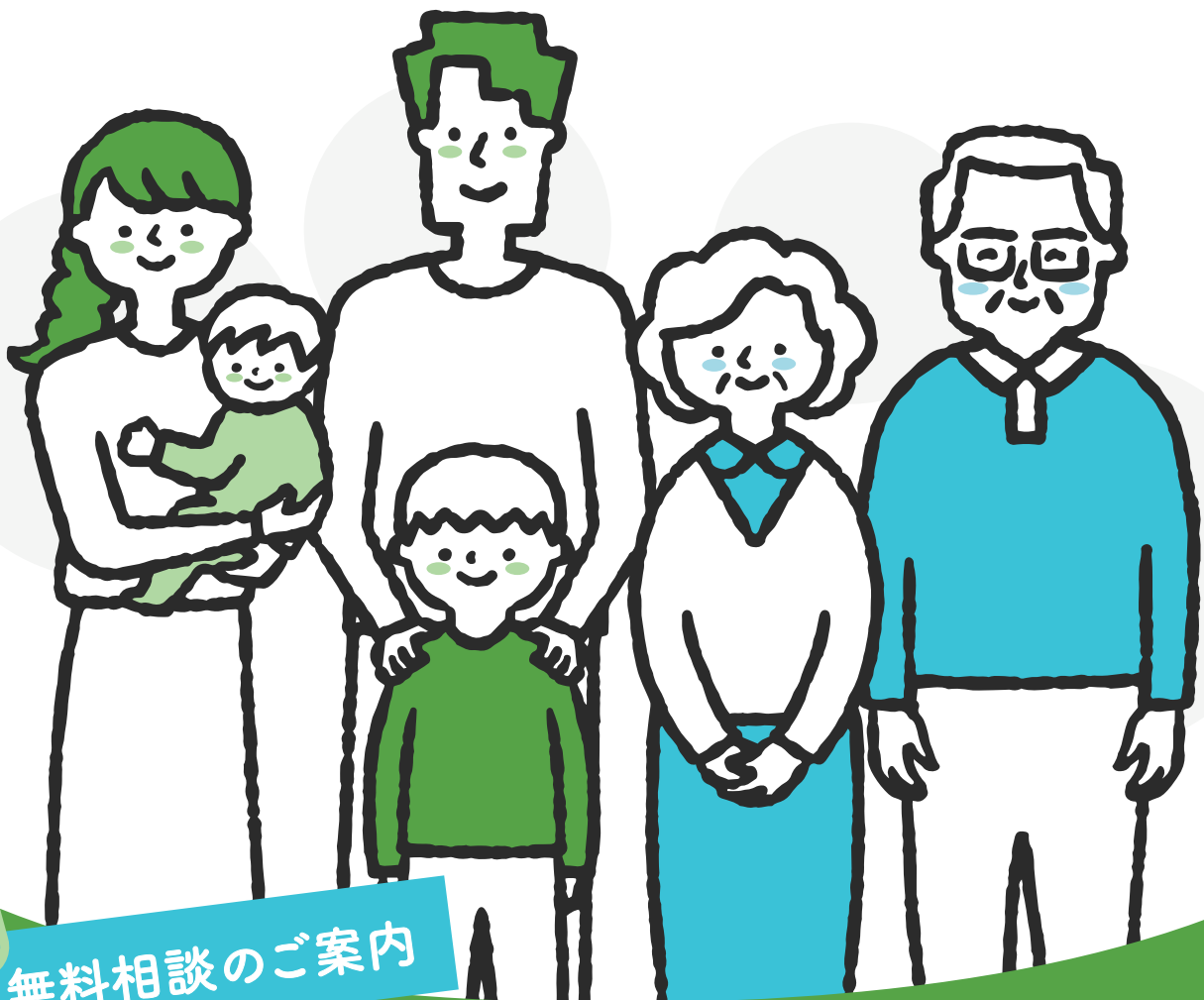


ここからを、ともに。

生前対策のすすめ



無料相談のご案内

💡
このような方に
おすすめ

.....
相続の不安や負担を残したくない方
おひとり様・同性カップル・内縁カップルの方
家族円満な資産管理・介護体制を構築しておきたい方
.....

生前対策とは

人生の終盤を、より自分らしく、安心して迎えるための準備
それが「生前対策」です。

私たちは誰しも、いつか必ず人生の終わりを迎えます。

しかしそのとき、何も準備がされていなければ、残されたご家族に大きな負担や混乱がかかることもあります。

遺産をめぐる相続争いや、延命治療の可否をめぐる判断、介護の方法や費用の分担など、話し合いができていないことによって起きるトラブルは決して少なくありません。

生前対策では、そうした事態を未然に防ぐために、「自分の思い」をきちんと整理し、形にすることを目指します。

たとえば、遺言書の作成や財産の整理、相続税対策、医療や介護に関する意思表示、さらには葬儀やお墓の希望まで、内容は多岐にわたります。

生前対策は、決して後ろ向きなものではありません。むしろ、自分と家族の人生に納得し、安心してこれからの毎日を過ごすための、前向きな“ライフプラン”といえます。

ご自身のために。そして、愛するご家族のために。

今だからこそできることを、少しずつ始めてみませんか？

生前対策

「生前対策」には2つの軸があります。

ご健在中の間に
起こる問題への対策

ご逝去後に
起こる問題への対策

法律・税金・不動産・保険などの横断的な知識を駆使して、
ご家族に合ったオーダーメイドの対策を立案しましょう。

必要度チェックリスト



- ☐ 相続手続きをできるだけ簡単にし、残される家族の負担を減らしたい
- ☐ 遺産を巡って家族が揉めないようにしたい
- ☐ 「自宅は〇〇に残してあげたい」のように、具体的な資産承継の希望がある

チェックが多い方は **5p 遺言書の活用** [へ](#) [→](#)

- ☐ 金融資産が、認知症問題で「塩漬け」されるのが怖い
- ☐ 介護費用の点から実家売却があり得るが、老親が不動産売却をきちんとできるか不安
- ☐ 夫亡き後、残された奥様がスムーズに施設入所・介護利用をできるよう準備しておきたい

チェックが多い方は **6p 家族信託の活用** **8p 後見制度の活用** [へ](#) [→](#)

- ☐ 相続税・遺留分の負担を軽減したい
- ☐ 今取り組んでいる相続税対策を、税務署に否認されたくない
- ☐ 現金資産・証券・保険・不動産の適切な保有割合（ポートフォリオ）を知りたい

チェックが多い方は **7p 生前贈与の活用** **9p 生命保険の活用** **11p 不動産の活用** [へ](#) [→](#)

- ☐ 老後に頼るべき家族・親類がいない「おひとり様」だ
- ☐ 病院施設に入所するにあたり、「身元引受人」になってくれる人がいない
- ☐ 誰が自分の葬儀・死後のお片付けをしてくれるか不安だ

チェックが多い方は **13p 死後事務委任の活用** **14p 身元保証サービスの活用** [へ](#) [→](#)

上記に1つでも当てはまった方は、
「生前対策をしておかないと、自分が・家族が困る人」です。
自分が何に不安を感じているのか
まずは無料相談で、あなたの「想い」をお聞かせください。

通話
無料

0120-002-110

平日 9:00～20:00 土日祝 9:00～18:00 休業日年末年始



家族信託・相続対策・税金対策など

無料相談

いつでも生前対策に関するご相談を受け付けております。

完全無料
相談

初回の無料相談から
各種制度を活用した場合の
メリット・デメリットを
ご案内します。

専門家が
対応

安心
サポート



司法書士・行政書士など
各種専門家との**無料相談**をセッティングいたします！

こちらからお電話ください

 **0120-002-110**

相談時間

平日 9:00~20:00

土日祝 9:00~18:00

休業日 年末年始

遺言書の活用

自身の意思を法的効力を持って家族に伝える

5 ページ

家族信託の活用

信頼できる家族に託し、老後の財産管理を円滑に

6 ページ

生前贈与の活用

財産圧縮で相続税の負担を軽減

7 ページ

後見制度の活用

任意後見制度と家族信託を有効活用

8 ページ

生命保険の活用

生命保険を活用して、税制対策と総合的な資産管理を

9 ページ

不動産の活用

相続税対策に有利な不動産と公正・円満な承継

11 ページ

死後事務委任の活用

自身の死後のことは自身で先に決めておく

13 ページ

身元保証サービスの活用

病院・施設の入退去時に求められる身元保証をサポート

14 ページ



遺言書の活用

遺言書とは...

「誰に・何を相続させるか」「誰に相続手続きを行わせるか」を法的効力をもって家族に伝えるものです。

メリット

- 「誰に・何を」を決めておける（承継方法の決定）
- 想いを伝えることができる（附言事項機能）
- 相続手続きを誰に任せるかを決めておける（遺言執行者の選定）

遺言書の作成手順



遺言内容の基本設計

承継方法・附言事項・遺言執行者の決定を行います



基本設計に沿った文章案の起案

決定した内容をテキストに起こします



実際の作成

公証役場での公正証書作成又は全文手書きの自筆作成の2通りがあります

Point!

特に遺言執行者の決定は重要!

「誰に何を相続させるか」だけでは手続きが進まない、もしくは実現されない可能性があります。スムーズな相続には遺言執行者の指定が重要です。

遺言執行者は

作成した専門家に任せるのがおすすめ!

公平・中立な立場で**トラブル**を防ぐ **手間・負担**を減らせる

事情をよく理解している 法律に**精通**しているので安心



家族信託の活用

家族信託とは...

信頼できる家族に財産を預け、代わりに管理や活用をお願いできる仕組みです。

メリット

- 柔軟な財産管理・活用が可能（資産凍結問題の解決）
- 税金・運用コストが掛からない
- アパートや会社の承継にも使える

「認知症になると、不動産が売れない。銀行口座が凍結される。」

認知症問題・資産凍結問題を
解決するのが家族信託です。



家族信託の活用例

case 01



自宅に住み続け、将来売却して
介護費や医療費に充てます。

case 02



銀行で子どもが代わりにスムーズ
に手続きできます。

家族信託
なら

老後の財産管理がスムーズ

法的な契約として残せる

家族の負担も軽減

銀行や税務署に正当性を証明できる

生前贈与の活用

生前贈与とは...

「財産の前渡し」をすることで、相続時の財産額を減らし、相続税の負担を軽くすることができます。

メリット

- 相続税対策が可能
- 生命保険との相乗効果が高い
- 譲渡所得税対策が可能

生前贈与の活用例



case

01

相続税対策

毎年贈与契約書を作成し、110万円の範囲で金銭を子供・孫に、**銀行振り込みの形で生前から前渡ししておく**（暦年贈与）。

※名義預金認定を避けるため**生命保険への転用**など使用実績を残す必要があります。

case

02

譲渡所得税対策

結婚25年（銀婚式）や50年（金婚式）を迎えるご夫婦で、夫名義の自宅を**一部奥様に贈与すると、将来売却時の税金を軽減**できます。



後見制度の活用

後見制度とは...

家族信託の対策をしないまま認知症が進行してしまった場合の救済措置です。

成年後見制度・後見人は2種類あります

法定後見	既に判断能力が不十分な場合、後見人を裁判所が選定する。 (弁護士など専門職が選任される可能性が高い)
任意後見	将来判断能力が不十分になった場合に備えて後見人になって欲しい人を選定する。 (家族を指定することも可能) ※家庭裁判所の指揮・監督下に置かれる点は変わりません。

後見制度の課題

「財産を守ること」が優先され、家族の意向に沿って使うことが制限されます。そのため、「良い施設に入れてあげたい」家族と、「無駄遣いはさせない」とする後見人の意見が対立することがあります。



Point!

任意後見と家族信託で対策が可能

家族信託で財産を柔軟に管理・運用しながら、任意後見で身上監護を含む総合的な支援を提供することが可能です。

生命保険の活用

生命保険とは...

生命保険は、保障を得ながら資産運用や相続税対策が可能で、税制上の優遇も受けられます。また、保険金の受取人指定で円滑な資産承継も期待できます。

メリット

- 相続税対策と遺留分対策が可能
- 資産運用として活用が期待できる
※契約内容によっては、受け取る解約返戻金や保険金が元本を下回り、損失が生じる可能性もあります。
- 葬儀費用や必要な費用を素早く準備できる

お金を銀行ではなく、保険会社に預ける

これが、生命保険の正しい理解の仕方です。
生命保険は、「万が一の保障」という文字通りの保険機能のみではありません。**財産圧縮効果による相続税対策・遺留分対策が可能**で、預けたお金がより多く増えることも期待できます。

生命保険には多様な商品があるため、よく検討した上で活用することが重要です！



保険の
活用目的

手持ち資金と
保険会社に預ける
資金の配分

商品の**特徴**
予定利率、受取方法



慎重に検討し、目的に合った**保険**を選びましょう。

財産圧縮・相続税対策の例

基礎控除額の計算

$$\begin{array}{|c|c|} \hline 3000万円 & 600万円 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 2人 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 4200万円 \\ \hline \end{array}$$



相続人 2名 預金 1億円 を相続する場合

相続税額はおよそ **770万円**



預金
1億円

—



基礎控除額
4200万円

=

課税遺産総額

5800万円

相続税の
課税対象



相続人 2名

預金+生命保険=1億円 を相続する場合

相続税額はおよそ **620万円**



預金
9000万円



生命保険
1000万円

生命保険1000万円は非課税で受け取り、
相続税の課税対象を**4800万円**に！



預金
9000万円

—



基礎控除額
4200万円

=

課税遺産総額

4800万円

保険金非課税枠の計算

500万円 × 人数

保険金非課税枠

= **1000万円**



保険金

1000万円

—



非課税枠

1000万円

保険金の課税価格

=

0円

同じ**1億円**でも、
受け取り方で**150万円**の税額差が生じます

Point!

銀行の預金として受け取ると 相続税 の計算対象に、
生命保険として受け取ると 特別控除 によって 無税 に！

不動産の活用

相続税の軽減につながる小規模宅地特例や貸家評価減などを活用することができます。対策するために、専門家たちと協力して財産を最大活用するためのチームを作ることが大切です。

メリット

- 不動産は相続税対策に有利
- 融資を活用して相続税の軽減が可能
- 家族信託を活用した柔軟な遺産承継が可能

よくある！

不動産相続の悩みと対策例

～ 公平な相続と円満な承継 ～



不動産は評価額や収益性・築年数・入居率が異なるので平等に分けるのが難しい...

共有名義にすると将来の親族トラブルの原因になるかも...

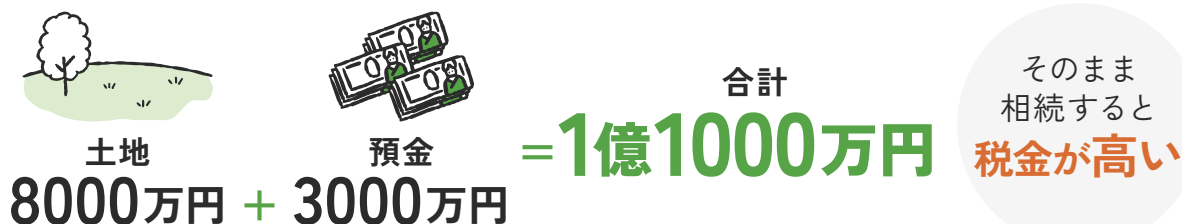
対策例

- 01 「不動産運用は長男に任せつつ、家賃収入は皆で分配して欲しい」という内容の**遺言書**を作る
- 02 不動産の名義は**長男**が取得
- 03 長男が不動産を管理・運用し、賃料収入は**兄弟**に分配

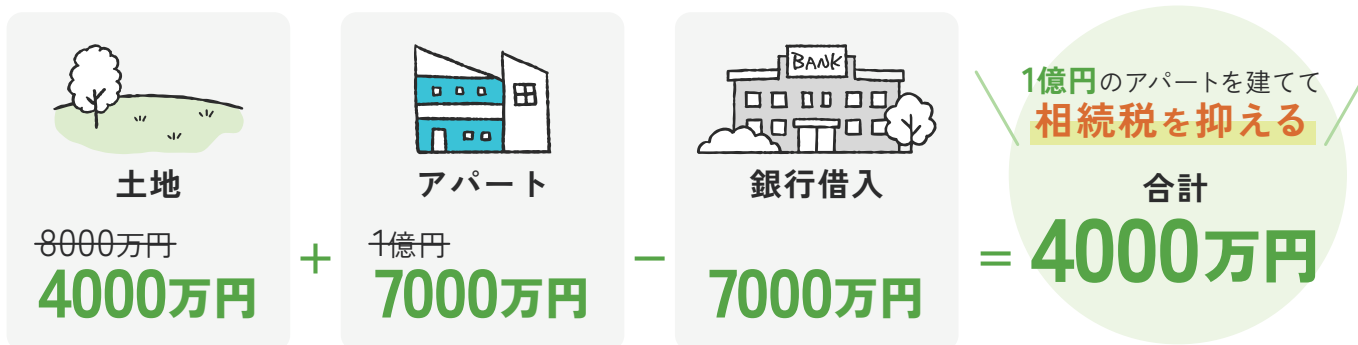
家風を尊重しつつ、兄弟に公平な利益をもたらす
円満な相続が可能に！

不動産の活用例 [収益アパートの建築]

01 現在の資産状況



02 アパートを建築することで評価額を圧縮

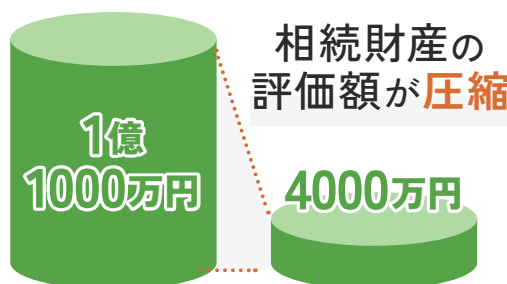


03 最終的な財産評価額の計算

土地＋建物の評価額	1億8000万円
土地の減額	▲ 4000万円
建物の減額	▲ 3000万円
借金の減額	▲ 7000万円

最終的な財産評価額
4000万円

アパートを建てることで相続税を大幅に減らせます。土地を持っている場合、不動産をうまく活用することで有効な相続対策が可能です。



死後事務委任の活用

死後事務委任とは...

自分が亡くなった後の葬儀など手続きを、事前に依頼しておく制度です。

メリット

- 自分の希望に沿った葬儀や供養ができる
- 役所や周りの人に迷惑をかけなくて済む
- 遺品整理や施設の退去手続きを任せられる

遺言書と死後事務委任の違い

遺言書	「相続財産」に関する対策 不動産、金融資産など、財産を対象としたもの
死後事務委任	遺言書の守備範囲外である、 「財産以外のこと」を対象としたもの

※死後事務委任契約を結ぶ際には、財産の分配方法を明確にするために**遺言書を作成**しておくことが非常に重要です。



Point!

いわゆる孤独死や一般的な葬儀・法要・遺品整理ができなくなるリスクがあるため、死後事務委任による対策が必要です。

身元保証サービスの活用

身元保証サービスとは...

施設や病院に入院・入所の際など、保証人や身元引受人を頼める人がいない場合に専門の一般社団法人が代わりにサポートするサービスです。

メリット

- 入院・入居手続きが円滑に進められる
- 家族・親族への負担を軽減できる
- 入退去時・緊急時の対応をしてくれる

いわゆるおひとり様や、それに準じる状態の方は、将来必要となるサポートを
ご健在中・**ご逝去後**の2軸に分けて、対策を検討する必要があります。

ご健在中の支援 (生活・財産管理)



身元保証契約 (入院・入所手続き)

施設・病院への入所・入院手続きをお手伝いいたします。



任意後見契約 (財産管理)

財産管理を行い、生活費や医療費を適切に支出します。

ご逝去後の手続き (相続・死後事務)



遺言書 (相続手続き)

預金などの相続財産の処理をおこないます。



死後事務委任契約 (葬儀・納骨)

火葬・葬儀・納骨などの手続きをお手伝いいたします。

生前から**死後**まで安心できる体制を構築しておくことが大切です。

グリーン司法書士法人・行政書士法人

遺産相続・遺言・成年後見を総合サポートいたします。

法人概要 グリーン司法書士法人・行政書士法人

住 所	東京事務所	〒163-0512 東京都新宿区西新宿 1-26-2 新宿野村ビル12階
	大阪淀屋橋事務所	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 4-5-2 高麗橋ウエストビル2階
	名古屋事務所	〒450-6411 名古屋市中村区名駅 3-28-12 大名古屋ビルヂング11階
	札幌事務所	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西4-1-7 MMS札幌駅前ビル リージャス札幌駅前通センター3階
	福岡事務所	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル3階
営業時間	平日	9:00～20:00
	土日祝	9:00～18:00
	休業日	年末年始

お気軽にご相談ください



0120-002-110

相談時間

平日 9:00～20:00
土日祝 9:00～18:00
休業日 年末年始

グリーン司法書士 OnLine
<https://green-osaka.com/online/>



身元保証サービス

<https://www.mimotohosyo.jp/>

